



評定書（工法等）

申込者 日本ミレニアムベース協会 会長 大堀 信秀 様
群馬県高崎市倉賀野町 3 3 0 4

件 名 ミレニアムベース

令和 4 年 6 月 10 日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日から令和 9 年 8 月 18 日までとします。

令和 4 年 8 月 19 日



記

1. 評定申込事項

本件は、3 階建て以下の木造在来軸組構法及び枠組壁工法並びに鉄骨造の住宅の布基礎又はべた基礎の立上り部分に用いる組立鉄筋工法における、以下の規定に係る鉄筋相互の緊結に関する構造耐力性能及び鉄筋コンクリート造基礎の設計方法について、評定の申し込みがされたものである。

- ・平成 12 年建設省告示第 1347 号第一第 3 項及び第 4 項に係る主筋と補強筋の緊結
- ・平成 12 年建設省告示第 1347 号第一第 4 項に係る布基礎の底盤に用いる補強筋と底盤の両端部に配置した鉄筋との緊結

2. 区分
更新3. 評定をした工法等の内容
別紙 1 のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、コンクリート系住宅構造評定委員会（委員長：坂田弘安）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

別紙 2 のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われていることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。



評定書（工法等）

申込者 三栄商事株式会社 代表取締役 星野 祐介 様
群馬県高崎市倉賀野町 2 4 5 3 - 8

件 名 ミレニアムベース（三栄商事株式会社）

令和 4 年 9 月 16 日付で評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日から令和 9 年 10 月 13 日までとします。

令和 4 年 10 月 14 日



記

1. 評定申込事項

本件は、3 階建て以下の木造在来軸組構法及び枠組壁工法並びに鉄骨造の住宅の布基礎又はべた基礎の立上り部分に用いる組立鉄筋工法における、以下の規定に係る鉄筋相互の緊結に関する構造耐力性能及び鉄筋コンクリート造基礎の設計方法について、評定の申し込みがされたものである。

なお、本評定の対象は、本評定書に記載された溶接機及び溶接条件を用いてスポット溶接により緊結された組立鉄筋に限る。

- ・平成 12 年建設省告示第 1347 号第一第 3 項及び第 4 項に係る主筋と補強筋の緊結
- ・平成 12 年建設省告示第 1347 号第一第 4 項に係る布基礎の底盤に用いる補強筋と底盤の両端部に配置した鉄筋との緊結

2. 区分

新規

3. 評定をした工法等の内容

別紙 1 のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、コンクリート系住宅構造評定委員会（委員長：坂田弘安）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

別紙 2 のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われていることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

なお、本工法の設計要綱については、一般財団法人日本建築センター評定の「ミレニアムベース」を適用するものとする。



評定書（工法等）

申込者 株式会社東北サンジョウ 代表取締役 高橋 辰弥 様
宮城県加美郡加美町下多田川字百沢72-6

件名 ミレニアムベース（株式会社東北サンジョウ）

令和4年7月15日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日から令和9年10月13日までとします。

令和4年10月14日



記

1. 評定申込事項

本件は、3階建て以下の木造在来軸組構法及び枠組壁工法並びに鉄骨造の住宅の布基礎又はべた基礎の立上り部分に用いる組立鉄筋工法における、以下の規定に係る鉄筋相互の緊結に関する構造耐力性能及び鉄筋コンクリート造基礎の設計方法について、評定の申し込みがされたものである。

なお、本評定の対象は、本評定書に記載された溶接機及び溶接条件を用いてスポット溶接により緊結された組立鉄筋に限る。

- ・平成12年建設省告示第1347号第一第3項及び第4項に係る主筋と補強筋の緊結
- ・平成12年建設省告示第1347号第一第4項に係る布基礎の底盤に用いる補強筋と底盤の両端部に配置した鉄筋との緊結

2. 区分

新規

3. 評定をした工法等の内容

別紙1のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、コンクリート系住宅構造評定委員会（委員長：坂田弘安）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

別紙2のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われていることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

なお、本工法の設計要綱については、一般財団法人日本建築センター評定の「ミレニアムベース」を適用するものとする。